

平成 24 年度第 1 回幕別町文化財審議委員会

議 案

日 時 平成 24 年 6 月 22 日（金）午後 1 時 30 分
場 所 幕別町教育委員会 会議室

日 程

- 1 委嘱状交付
- 2 あいさつ 幕別町教育委員会教育部長 佐藤 昌親
- 3 委員紹介
- 4 職員紹介
- 5 役員選出 委員長 _____
副委員長 _____
- 6 委員長あいさつ
- 7 審議事項
議案第 1 号 教育委員会諮問事項に関する審議について
 - (1) 幕別町指定文化財の指定について
 - (2) 幕別町指定文化財保存及び活用について
 - (3) その他
- 8 その他
- 9 現地視察（議案第 1 号関連）
 - 14：10 教育委員会発
 - 14：17～14：22 (3)関連 友愛の郷（相川小学校閉校記念）
 - 14：25～14：35 (2)関連 蝦夷文化考古館
 - 14：45～15：00 (2)関連 幕別町ふるさと館
 - 15：10～15：15 (1)関連 どさんこ甚句・舟唄発祥の碑
 - 15：17～15：20 (3)関連 依田徳原地
 - 15：30 教育委員会着

文化審議委員名簿

氏 名	備 考
はしもと たけお 橋 本 猛 夫	(1)識見委員
かとう しゅうじ 加 藤 修 治	(1)識見委員
きがわ たまみ 木 川 珠 味	(1)識見委員
ふ け なおと 福 家 直 人	(2)公募委員
やまだ たかひろ 山 田 貴 赦	(2)公募委員

任期 平成24年6月 1 日から平成26年5月31日まで

平成 24 年 6 月 1 日現在 幕別町指定文化財

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 年 月 日
民俗文化財	幕別町蝦夷文化 考古館収蔵品	幕別町字千住 114 番地の 1	幕別町	平成 14 年 2 月 26 日
民俗文化財	糠内獅子舞	幕別町字糠内	糠内獅子舞 保存会	平成 14 年 2 月 26 日
有形文化財	札内N遺 跡出土品	幕別町字依田 384 番地の 3	幕別町	平成 20 年 3 月 27 日
記念物	ヒカリゴケ	幕別町忠類明 和 1 番地の 1 の内 (町有林)	幕別町	平成 21 年 6 月 26 日

※別添指定文化財参考資料参照

教育委員会職員名簿

教育長 金子 隆司 (かねこ たかし)
 教育部長 佐藤 昌親 (さとう まさちか)
 生涯学習課長 澤部 紀博 (さわべ のりひろ)
 社会教育係長 西田 建司 (にしだ けんじ)
 生涯学習係主査 池田 剛信 (いけだ たかのぶ)
 社会教育係主査 宮下 年功 (みやした としかつ)

TEL 0155-54-2006 FAX 0155-54-4714

議案第 1 号 教育委員会諮問事項に関する審議について

(1) 幕別町指定文化財の指定について

種 別	名 称	内 容	所有者	所 在 地
無形 文化財	九本栄一創作 『どさんこ甚 句』・『どさん こ舟唄』	幕別町で発祥の北海道の 開拓者魂を込めた郷土民 謡		幕別町札内みずほ町 160 番地の 60（どさんこ甚 句・舟唄発祥の碑建立）

(2) 幕別町指定文化財保存及び活用について

種 別	名 称	内 容	所有者	所 在 地
民俗 文化財	幕別町蝦夷文 化考古館収蔵 品	図書類 152 点 文書類 273 点 文化財 295 点	幕別町	幕別町字千住 114 番地の 1（幕別町蝦夷文化考古 館内）
有形 文化財	札内N遺跡出 土品	土壙 20・土器 2 点、石器 7 点土壙 25・土偶 2 点、土器 7 点	幕別町	幕別町字依田 384 番地の 3（幕別町ふるさと館内）

(3) その他

各種記念碑（各地区に所在する、徳原地・開拓碑・歌碑・学校閉校碑等）の取り扱い。

- 幕別町文化財保護条例第 4 条第 1 項（指定） 教育委員会は、町内に在する文化財のうち、国又は北海道が指定したものを除き、町にとって重要と認めるものを幕別町指定文化財（以下「町指定文化財」という。）に指定することができる。
- 幕別町文化財審議委員会規則第 2 条（所管事項） 審議委員会は、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、申請文化財の調査審議をし、文化財指定の適否の意見及び保存活用等必要と認める事項について答申する。

資料 1

(1) 幕別町指定文化財の指定について

九本栄一創作『どさんこ甚句』『どさんこ舟唄』幕別町で発祥の北海道の開拓者魂を込めた郷土民謡

「どさんこ甚句」は、北海道開拓の初期、厳しい環境の中、未開発の荒野をどさんこ気質と根性で苦境に打ち勝ち今日の産業・文明の伸展を築いた先人達の苦労を讃え、郷土民謡がなかった北海道内陸部に後世に伝える民謡として、昭和48年7月に創作発表され、昭和49年4月に命名発表される。昭和60年2月には北海道民謡連盟に「認定歌唱曲」として指定を受ける。平成9年には北海道音楽教育学習の手引きとして教育課程第1号となった。

「どさんこ舟唄」は、蝦夷地北海道の開拓初期の入植者が夢を抱き、かけがえのない通路でもあった河川を通じて各地に入られた苦難を偲ぶ民謡として、平成6年4月に創作発表された。

- ① どさんこ甚句・舟唄保存振興会が、昭和50年2月に設立された。
- ② どさんこ甚句・舟唄発祥の碑が、創作者である九本栄一氏宅庭（札内みずほ町）に平成8年4月に建立された。
- ③ 発祥之碑記念祭が、記念碑の前で郷土民謡の発展を願い、どさんこ甚句・舟唄保存振興会（山口正一会長）の主催により碑が建立された平成8年から毎年開催されている。
- ④ 大会は、昭和52年7月に第1回大会が開催。平成16年7月に全国大会に拡大開催（第28回どさんこ甚句・第10回どさんこ舟唄大会）された。現在も、「郷土民謡として正しい伝承と保存振興を図り北海道の代表的民謡として定着と文化の高揚に寄与」を目的として、毎年7月に幕別町百年記念ホールを会場に開催され、本年度も188名の小学生から高齢者まで幅広くエントリーがあり愛唱される。また、講習会を開催し正しい唄い方の普及に努められている。
- ⑤ CD収録は、平成2年2月に北海道民謡全集に収録される。平成15年3月には、「北の生活スポーツ文化振興事業助成事業」により交付金を受け、どさんこ甚句・どさんこ舟唄をはじめ郷土民謡16曲を収録し、各地教育関係団体・文化団体に無料配布し民謡文化の振興に尽力された。
- ⑥ 九本栄一氏は、昭和7年に幕別町の水田農家の2代目として生まれ、14歳の時、初めて人前で歌を披露して以来、歌に魅了され、歌に生き続けられている。稲作に励みながら民謡を独学で学び、19歳で浪曲、翌年から民謡を始めて指導者になるが「幕別の稲作は晩成社途別農場が明治33年に水田を開き収穫したのが始まりだが、大正7年に入植した父（伊佐美さん）は勉三と言葉を交わし、その人柄を父から聞いた。」とその精神を伝えようと浪曲の創作を始める。昭和32年に十勝民謡友の会を創設。昭和40年に道民謡連盟全道大会の全国民謡で優勝した。それ以後、指導に専念。多くの民謡愛好家を生み出した。海外にも赴き、ハワイで十勝馬唄を英語で披露したこともある。現在は道民謡連盟最高師範など多くの役職を務める。また、平成14年には、永年の民謡を通しての奉仕活動及び福祉活動により幕別町社会功労賞を受賞、平成20年3月にNPO法人十勝文化会議（林光繁理事長）の十勝文化賞を受賞した。

(2) 幕別町指定文化財保存及び活用について

2つの幕別町指定文化財を保管及び活用している幕別町蝦夷文化考古館と幕別町ふるさと館は、その成り立ちや運営に違いがありますが、現在まで、限られた予算の中で痛んだ箇所を補修しながら、また、展示品についてもふるさと館事業委員と知恵を出し合いながら、収納物を活用していくなど工夫をこらして貴重な文化施設として活用してまいりました。

また、合併後の現在は、『三つの個性』とし、ふるさと館は産業史、蝦夷文化考古館は生活史、忠類ナウマン象記念館は自然史と、3館それぞれの特徴を生かして連携し、ふるさとの文化史、郷土史を後世に伝える場として幕別の歴史の上からも不可欠なものである。

しかし、ふるさと館（昭和45年築41年経年）、考古館（昭和34年築52年経年）の両施設ともに老朽化が進んでおり、新設・改修等近い将来の幾つかの選択肢を検討すべき時期となりました。いずれの選択肢も、大きな予算が必要となりますことから、計画を持って財政的課題など様々な角度からの検討を具体的に進めることとなります。

※参考

◎ふるさと館に対する、ふるさと館事業委員会の考え

- ①現在の場所は、ジュニアスクール開催等に適しており活動しやすい場所である。
- ②施設老朽化に合わせて参観施設として大規模改修事業を実施されたい。

◎考古館に対する、アイヌの方々や地域の方々の考え

- ①民地を買収して生活館と一体化した活用が望ましい。
- ②考古館新築財源は制度的には生活館再建築補助しかない。（アイヌ振興財団にはない。）
- ③考古館の再建が望ましい。
 - ・指定文化財でもある考古館収蔵品を一括に展示・管理・保存ができる施設新設を。
 - ・現在の地で、ふるさと館とは分離した形で存続してほしい。
 - ・管理人室は小規模でよいが、トイレは水洗で単独で設置してほしい。
 - ・アイヌの方々の作業場を配置してほしい。
 - ・郷土文化研究員室を設置してほしい。
 - ・きまり小屋を移設し室内管理スペースと展示室近くにサロンを設置してほしい。
 - ・大型バスが入ることができる動線を確保してほしい。
 - ・民芸品や野菜等の販売ができる自由市場のような簡易な施設を設置してほしい。

※ポイント

- ①両施設の将来的な役割と必要性。
- ②新築及び改修の方向性。（場所と内容）

(3) その他

町内には、徳源地、開拓碑、歌碑、学校閉校碑といった記念碑が数多く存在いたします。これらは、文字通り記念として残すべく意味合いから建設されたものでありますが、その殆どが地域の有志により管理されておりますが、近年、地域の高齢化に伴い、引き続き管理していくことが難しくなりつつあるところでもあります。このような中であって、これらについて、今後、文化財として指定することが馴染むものかご意見を伺うものです。

※参考

◎他市町での取り扱い

①帯広市

- ・記念碑は文化財としての指定はない。

②音更町

- ・記念碑は文化財としての指定はない。

③芽室町

- ・記念碑は文化財としての指定はない。

④豊頃町

- ・大津の「十勝発祥の地」は開基 100 年記念で町が建立したが、文化財としての指定はない。

⑤広尾町

- ・記念碑は文化財としての指定はない。(十勝神社境内の石灯籠の指定あり。)

幕別町蝦夷考古館 概要

1. 目的

チロツトコタン・十勝アイヌ及び北海道アイヌの指導者吉田菊太郎は晩年になって、アイヌ民族の民具や着物類などが、いつの間にか自分の身近なところからも消え、散逸していくことに心を痛めていた。そこで資料館を建て、先祖が残した民具を始め、交易によって手に入れた行器（ほかい＝shintoko）などの宝物を永久に保存しようと決意した。

●資料・アイヌ文化考古館建設についてお願い(昭和 34 年 3 月吉日、北海道アイヌ文化保存協会 会長吉田菊太郎、外会員一同)

「(前略)鎌倉時代から本道開拓のため移入する内地人の奴僕となって、深い茨を分けて道しるべとなり、或は河(川)に丸木舟を操って荷役に努め、**開拓移民の先駆者**として文字どう（お）り犬馬の労に身命を曝（さら）す。**その酬（むくい）として与えられた品々及び物々交換に依って求めた諸々の物が宝物**として先祖は大切に保存し、子孫に遺したのでありますが、之等の古俗品も滅亡する者と共に果敢なく消え失せつゝあることは誠に悲惨な状態であります。(中略)先住民アイヌの先祖に対する餞（はなむけ）として、将た又向後の考古資料にも役立たせようということから、白人古潭のウタリが中心となり、北海道アイヌ〔文化〕保存協会を組織し、**古俗品を蒐集**して一堂に収め永久に保存する事と、ヌサを設けて先祖が行ったカムイノミの祭り事も今のウタリが生存している間だけでも実行することが同族の義務であるとして、白人古潭にある勅使御差遣記念碑の附近に於いてアイヌ文化考古館(仮称)約 30 坪総予算二〇〇万円位を建設する企画を樹テ(後略)」

※（ ）内のかな類は筆者が加えたもの

2. 設立

昭和 34 年 11 月完成、同年 12 月 6 日落成。設立の中心となった吉田菊太郎は、幕別町を始め各市町村・関係団体、個人さらには遠く東京方面まで寄付を仰ぎ現在地の幕別町千住 114 番地 1 に建設したものである。(昭和 41 年 3 月町に移管)

3. 構造及び経費

建物延面積は 124.44 m²(38 坪)で、そのうち展示室はコンクリートブロック造で 42.6 m²(13 坪)で管理人室は木造モルタル造で 81.8 m²(25 坪)である。さらに内容を詳しく見ると吉田菊太郎は展示室を宝物堂とし、ベランダは地域の検診室とし、管理人室は六畳二間でそれぞれを居間と台所と考えていた。総工費は二百万円で、幕別町からの助成金二十万円を始めとして各方面に寄付を依頼している。

4. 収蔵品の調査

A 展示品 参照「吉田菊太郎資料目録Ⅰ」(平成 4 年 3 月 31 日、発行/幕別町教育委員会、編集/幕別町ふるさと館事業委員会)

道具類の調査は、平成 2 年 7 月末の三日間と平成 3 年 8 月の計 7 日間にわたって行われた。文化財(道具類)は考古学分野の**石器類を除いて 295 点**の存在を確認した。

上記の目録を発行しておよそ 1 年後の平成 5 年 2 月 16 日、賊が館内に侵入して貴重な展示品を盗まれてしまった。盗まれたものは、エムシ(飾り刀)7 振り、パスイ(捧酒篋)28 点、イタンキ(お

椀)6点、エムシタリ(刀ひも)、トゥキ(神事用の杯)8点など被害合計は**65点**であった。その後しばらくして北見警察署の手によって犯人が逮捕された。しかし、盗品のほとんどは第三者に売り渡され幕別町へ戻ることはなかった。実に全体の22パーセントの数の損失で、金額にするとおよそ**500万円**に相当すると言われた。

B 文書類 参照「吉田菊太郎資料目録Ⅱ」(平成10年2月27日、発行・幕別町教育委員会、編集/幕別町蝦夷考古館文書資料調査委員会)

平成7年に結成された調査委員会は委員長小助川勝義、事務局長内田祐一(帯広百年記念館)、小川正人(北海道アイヌ民族文化研究センター)、山田伸一(北海道開拓記念館)で事務局は幕別町教育委員会郷土文化係であった。

調査は展示室の民具類とは別に、ベランダの書棚に無造作に置かれた文書類の散逸を防ぐため、緊急に平成元年11~12月にかけて整理した(主として小助川が行った)。さらに平成7年からは調査委員会を組織し①文書資料②図書資料③写真資料として大別し、資料の目録編と資料編(資料の内容)として製本・出版したものである。

文書資料の内容には幕別・十勝、白人・千住、考古館、人物、各種行事、書簡、地図、賞状、名刺などが含まれている。それらの資料は明治20年代以来の資料を多く含んでおり、明治期の十勝アイヌが置かれた状態を知る上で貴重な資料である。この資料の内容には三つの特徴がある。**第一は、内海勇太郎**が中川郡十弗村外九ヶ村の「旧土人共有財産」の管理事務に携わっていた明治期の関係資料がまとまって残っていること。**第二は、アイヌの農耕地**に関する資料であること。**第三は、大津市街の様子や十勝太市街の形成など、明治・大正期の十勝を知る材料が含まれていることである。**

5. 考古館の管理

吉田菊太郎は昭和40年(1965)1月8日心筋梗塞で死去した。68歳であった。このとき遺族(妻いさの)は故人の意思を尊重するということで、建物ごとそっくり幕別町に寄贈した。以来幕別町では町教育委員会が考古館を管理している。職員は専門職員を置かず管理人を置いている。初代の管理人は菊太郎の妻「いさの」であった。

6. コタンの指導者「吉田菊太郎」(略年譜)

1896(明治29)年7月20日 父トイペウク(吉田庄吉)母アシマツ(マツ)の長男として幕別村白人にて出生。アイヌ名は**アリトムテ**。

1903(明治36)年4月、白人尋常小学校入学。1909(明治42)年3月、同校卒業。4月幕別高等小学校入学。

1911(明治44)年3月、幕別高等小学校卒業、農業に従事する。

1924(大正13)年6月、幕別互助組合設立、評議員に就任。→**28歳**

1927(昭和2)年2月、泥酔して自宅を焼き、反省して禁酒を断行する。5月8日、**十勝アイヌ旭明社創立(喜多章明社長)に参加**。→**31歳**

1929(昭和4)年7月、精神修養と生活改善を目的とする**白人古潭矯風会**創立、会長に就任。以後、特に**和風住宅**への改築に努める。

1930(昭和5)年1月、「**旧土人保導委員**」に選任される。3月16日、**白人古潭納税組合**を組織、**会長**に就任。10月、白人古潭矯風会館建設。12月、**白人共栄 甜菜組合**を組織、**組合長**に就任。→**34歳**。

- 1931(昭和 6)年 北海道アイヌ協会『蝦夷の光』2号3号編輯兼発行人。
8月、札幌で「全道アイヌ青年大会」に参加。
- 1932(昭和 7)年 3月、方面委員に任命される。4月、幕別村会議員に初当選。10月
結城いさのと結婚(以前二度の結婚は妻が病死)→36歳
- 1934(昭和 9)年 1月、道長官より白人古潭納税組合が表彰を受ける。
- 1936(昭和 11)年 4月、議員再選。9月、白人古潭に岡部侍従が差遣される。
- 1937(昭和 12)年 3月、上京団に加わり旧土人保護法改正案審議の国会を傍聴。
- 1940(昭和 15)年 9月、御使御差遣記念碑の除幕式で祝辞を述べる。
- 1941(昭和 16)年 2月、納税功労者として道庁長官より表彰を受ける。
- 1946(昭和 21)年 2月、社団法人北海道アイヌ協会副会長に就任。→50歳
10月、十勝アイヌ協会を結成し会長となる。
11月、社会事業功労者として厚生大臣表彰を受ける。
- 1947(昭和 22)年 4月、幕別町農業会長に就任。
- 1958(昭和 33)年 5月、考古館建設費作りのため「アイヌ文化史」を発行。北海道アイヌ文化保存協
会会長として本州各地で講演・陳情活動を行う。
- 1959(昭和 34)年 12月、考古館の落成式と祝賀会を開催。→63歳
- 1963(昭和 38)年 12月、千住生活館落成式で挨拶。
- 1964(昭和 39)年 11月、北海道新聞社会文化賞受賞。
- 1965(昭和 40)年 1月、心筋梗塞で死去。→68歳

○参考

開設時間 午前10時～午後4時

休館日＝毎週火曜日(火曜日が国民の休日の場合は、その翌日) 年末年始(12月30～1月5日)

幕別町ふるさと館 概要

幕別町ふるさと館は、「自然とそこに生きる人間の関わり合いを明確にする」というテーマのもと、幕別町が自然とどう関わって発展したかを知り、歴史の面と自然科学の面から見つめ直すという町民の願いで、昭和54年10月にオープンした。郷土の歴史資料を保存し展示する施設としては、北海道でも比較的早くからの開館であった。



展示物には、「きまり小屋」と呼ばれる実物の家や、開拓のころの様子を模型にしたもの、農業や林業そして日常生活の道具などがある。

1. 幕別の歴史に関するもの

石器・土器 幕別は、今から約2万年前の旧石器時代から人間が住んでいたとされている。ふるさと館では大昔の人達が生活に使っていた石器や土器などを展示している。その石器や土器は、幕別町内で発掘された「古舞4」「日新F」「札内N」遺跡で発掘されたものである。

きまり小屋 これは大正6(1917)年に、依田勉三の晩成社農場(途別農場)が大木を倒し、木挽きした草ぶきの小作人小屋で現存する唯一の建物である。長さが二間(3.6m)と三間(5.4m)に決まった規格だったので人々から「きまり小屋」と呼ばれていた。戸数は10数戸、入り口にはムシロを下げ、カンテラをともし、冬は寝間にワラを入れ、囲炉裏の暖で寒さをしのいでいたものである。現在、展示しているきまり小屋は、札内文京町の稲葉さんから提供していただいたものである。

2. 幕別の自然に関するもの

幕別にも昔はヒグマが生息していた。館内には、幕別の豊かな自然の中で生きていたヒグマ・キタキツネ・エゾシカ・エゾフクロウや、たくさんの鳥たちのはく製が展示されている。これらの動物は人間の産業活動や生活によって自然破壊が進んだ結果、自然のバランスが崩れ生存自体が危ぶまれる状態となっている。

3. 昔の生活に使われた道具

電気のない時代に使われていた生活の道具が多く展示されている。ランプのホヤ(ガラスのところ)のススを取り磨くのは、手の小さな子どもの仕事であった。石臼は大豆を「きな粉」にしたり「味噌」にしたり、米や麦を粉にしたり、主食やうどんの原料にするなど、いろいろな穀物を粉にする貴重な道具であった。開拓者たちは当初、この重たい石臼をなくてはならない物として本州から持参したと言われている。

4. 昔の産業に使われた道具

開拓の当時から農業や林業に使われた道具が多く展示されている。当時の農家の人たちは、馬

を利用して畑の作業をし、馬を家族と同様に大切にした。開墾や荷物運び、山からの木材の運搬など、馬がいなくては生活が出来なかった。そのため町内には馬の道具を扱う店(馬具屋)もあった。

また林業で使われた、のこぎり・まさかりなどの道具の移り変わりを見る事が出来る。

5. 「さけ」稚魚の放流

ふるさと館では創立以来毎年産卵した「さけの卵」を孵化させ、5cm～6cmに成長した稚魚を近くの途別川へ放流している。12月になると「さけ・ます」増殖事業協会の協力により、さけの受精卵3,000粒をもらい受け約4ヶ月間、水槽で育てている。毎年4月に行われる稚魚の放流式は、ふるさと館ジュニアスクールの学習の一つとして行っている。

6. ふるさと館ジュニアスクール

ふるさと館では、いろいろな体験活動を通して「ふるさと」を理解し、集団生活の中から協力や助けあいの心を育て、様々な学習を通して先人の苦勞と知恵を理解することを目的としている。ジュニアスクールでは町内の小学5年生から6年生までの希望者が2年間を通し活動をしている。主なものは、野鳥観察・宿泊学習・史跡巡り・化石発掘・博物館の見学・砂金掘り・ふるさと館まつり等多彩な内容である。これらの指導にはボランティアの「ふるさと館事業委員」が当たっている。

7. ふるさと館事業委員会

開館当初から「住民が参加し資料館に生かしていく」との発想でスタートしたボランティア組織である。事業委員は特技や多彩な趣味を持っている経験豊かな人たちで構成され、ふるさと館活動の母体になっている。現在は、郷土史・情報(ふるさと館だより発行)・ジュニアスクールの指導等の活動を行っている。

8. 職員等

アドバイザー、事務補助員、研究員(嘱託・郷土文化=小助川、埋蔵文化=大矢)

9. 構造

鉄骨コンクリート造2階建て、建物延面積は1,811.62㎡(1階1,761.56㎡、2階50.06㎡)

根府川山林開発(株)所有のボーリング場(昭和45年11月築)の廃業に伴い、昭和53年10月25日に町が取得。昭和54年1月に設計、同年3月から9月までの間で改修を行い、10月にオープンした。

- | | |
|--------|---------------------------|
| ◇ 開館時間 | 午前9時～午後5時 |
| ◇ 休館日 | ①月・火曜日(月・火が祝日の場合は翌日休館) |
| ◇ 入館料 | 個人 一般200円、小中学生100円) |
| | 団体 一般160円、小中学生80円)(10人以上) |

資 料 2

1 文化財審議委員会とは何か

○幕別町文化財保護条例

(平成8年3月25日 条例第11号)

改正

平成12年9月29日 条例第60号

(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、幕別町（以下「町」という。）の区域内に存する文化財のうち、国又は北海道の指定するものを除き、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で文化財とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、古文書、その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料をいう。
- (2) 無形文化財 演劇、音楽、その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で生活の推移を理解するために欠くことのできないものをいう。
- (4) 記念物 貝塚、化石、古墳、城跡、旧宅、その他の遺跡（包蔵地を含む。）で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、狭谷、山岳、その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）、及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

第4条 教育委員会は、町内に存する文化財のうち、国又は北海道が指定したものを除き、町にとって重要と認めるものを幕別町指定文化財（以下「町指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持母体（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等の判明しない場合はこの限りでない。

(解除)

第5条 教育委員会は、町指定文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 町指定文化財が町の区域内に存しなくなったとき又は国若しくは北海道の文化財として指定を受けたときは、前条の指定は解除されたものとする。

(中略)

第18条 文化財の保存及び活用について教育委員会の諮問に応じ、調査審議するため、幕別町文化財審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、委員5名で組織する。

3 審議委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者

○幕別町文化財審議委員会規則

(平成8年4月1日 教育委員会規則第7号)

(目的)

第1条 [幕別町文化財保護条例](#)（平成8年条例第11号）第18条の規定に基づき、幕別町文化財審議委員会（以下「審議委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事項)

第2条 審議委員会は、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、申請文化財の調査審議をし、文化財指定の適否の意見及び保存活用等必要と認める事項について答申する。

(任期)

第3条 審議委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長)

第4条 審議委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選とする。

3 委員長は審議委員会を代表し、会を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議委員会の庶務)

第6条 審議委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 過去の諮問、答申状況について

第1回目

諮問 平成14年2月15日

種 別	名 称	内 容	所有者	所 在 地
無形文化財	ムックリ奏者 安東ウメ子	ムックリの演奏		幕別町字千住 286 番地
民俗文化財	幕別町蝦夷文化考古館収蔵品	図書類 152 点 文書類 273 点 文化財 295 点	幕別町	幕別町字千住 114 番地 1
民俗文化財	糠内獅子舞	獅子舞	糠内獅子舞保存会	幕別町字糠内

答申 平成14年2月21日 全件認可

第2回目

諮問 平成20年1月23日

種 別	名 称	内 容	所有者	所 在 地
有形文化財	札内N遺跡出土品	土壙 20-土器 2 点、石器 7 点 土壙 25-土偶 2 点、土器 7 点	幕別町	幕別町字依田 384 番地の 3（ふるさと館内）

答申 平成20年2月12日 認可

第3回目

諮問 平成21年6月9日

種 別	名 称	内 容	所有者	所 在 地
記念物	ヒカリゴケ	洞窟内ヒカリゴケ 群生地 0.5 m ²	幕別町	幕別町忠類明和 1 番地の 1 の内（町有林）

答申 平成21年6月24日 認可

3 幕別町指定文化財の概要について

種 別	無形文化財
名 称	ムックリ奏者 ー安東ウメ子ー
内 容	ムックリの演奏
所在地	幕別町字千住286番地
概 要	アイヌの楽器ムックリは、もともと儀式等の余興として即興的に演じられてきたもので、特に決まった形の旋律があるわけではないが、動物の鳴き声や自然の音等を表すものとして伝承されてきている。このムックリをただ鳴らすだけでなく、民族の伝統的な表現や音色を出す道内で数少ない伝承者が安東ウメ子さんである。昭和58年に彼女のムックリ・ウポポなどアイヌ文化の伝承活動が認められ、町の文化奨励賞を受賞。また、平成12年にアイヌ文化振興・研究推進機構のアイヌ文化奨励賞を、さらには、同年、十勝文化団体協議会の文化賞を受賞している。

※平成16年7月15日本人死亡につき、幕別町文化財の指定が解除になり、文化財保護法第98条第3項の規定により平成16年7月27日、幕教生第714号で北海道教育委員会に報告。

種 別	民俗文化財
名 称	幕別町蝦夷文化考古館収蔵品
内 容	図書類 152点、文書類 273点、文化財 295点
所有者	幕別町
所在地	北海道中川郡幕別町字千住114番地の1（幕別町蝦夷文化考古館内）
概 要	白人コタンのアイヌの指導者であった故吉田菊太郎氏（明治29年7月20日生—昭和40年1月8日、68歳で没）は昭和15年1月に北海道アイヌ文化保存協会（会長）を組織して以来、先祖の残した文化財が散逸するのを恐れて、文化財を蒐集してきた。 館内に陳列されているのは、刀・矢・矢筒・弓・盃・酒桶・着物等の生活用品、宝物・写真・書類等貴重な物ばかりである。

種 別	民俗文化財
名 称	糠内獅子舞
内 容	獅子舞
所有者	糠内獅子舞保存会
所在地	幕別町字糠内
概 要	糠内獅子舞は、明治３７年「糠内神社」の前身である「五位神社」の建立にあたり、御神霊の奉迎と慰労を目的に獅子舞を奉納することになった。 富山県西砺波郡西五位村字土屋村御神体尊像と一緒に伝わったもので、娯楽の乏しかった入植時には特に盛大であった。 娯楽が増えるに伴い１５年ほどで途絶えたが、昭和１８年に再開され地域の青年が中心となり代々引き継がれ、昭和４３年にこの保存会が発足し地域の秋祭り、公民館まつり等町内の記念行事、各種イベントに参加し、幕別町の郷土芸能をとおして地域のコミュニティ活動の役割を担っている。

○参考

１ 舞の内容

(1) 衣装等

カヤの中に入る者は上下白装束（モモヒキ等）に真紅の前掛けに唐草模様脚絆、黒の手甲、武使いは金、銀糸に織られた絢爛たる衣装を身につけ、笛・太鼓を打つ者は羽織・ハカマに網傘等。

(2) 道具等

カヤ・獅子頭・ナギナタ・刀・棒・鎖・鎌・鼓・笛・面・（天狗）・ミノ・ワラジ・高アシダ。

(3) 役割と配置

獅子頭１名・カヤ４名・尾持１名・棒使い１名・鎌使い１名・ナギナタ１名・天狗１名・笛３～５名・鼓２名・勧進長１名・予備若干。

(4) 踊りの構成

道中・舞い込み・サッサカ・鎌・棒・ナギナタ。（どれも天狗を含む）

上記はどれも３舞をするものであるが、この他にどの棒も一本止めとしても舞うことができる。

種 別	有形文化財
名 称	札内N遺跡出土品
内 容	土壇 20・土器 2 点、石器 7 点土壇 25・土偶 2 点、土器 7 点
所有者	幕別町
所在地	幕別町字依田 384 番地の 3（ふるさと館内）

○参考

札内N遺跡で発掘された土偶及び土器・石器群について

平成 6 年（1994 年）に札内字依田に所在した札内N遺跡の調査で、縄文時代晩期（約 2,800 年前～2,600 年前）と考えられる土壇墓が多数発見（202 箇所）された。このうち、土壇墓 20・25 と呼称した 2 基の墓は特異な構造と、副葬品とされた土偶・土器は希少なものである。

土壇墓 20 は墓内壁面に穴の開いた石や軽石を張り付けたもので、なかには石を組み合わせ、生物か人間の顔を表現したものがあり、この様なレリーフ（写真 第 3 段階）を施した墓の報告例は見当たらない。また、副葬品とした船形土器（63 番）は丁寧に作られた美品で、他に類例を見ない。

土壇墓 25 は 2 段掘りの、フラスコ状を呈し、墓の底には赤い焼土を敷設し、死からの再生を強く意図したものと推測される。墓内には多量の石と共に土器・土偶が埋納されていた。2 点の土偶（88、89 番）は、一般的に知られている人形を表現したものではなく、土偶の最終形態と考えられている具象化されたものであるが、1 点は女性を表したものである。（88 番）

現在まで、道内で発見されている同時期と考えられる土偶の発見例は、道央、道南部にあるが未だ少なく、また、墓からの出土例は千歳市美々 4 遺跡が知られるのみである。道東部では網走市斜里町に例があるが、墓から発見されたものではない。

札内N遺跡で発見された土壇墓 20 の船形土器、深鉢土器と壁面のレリーフに使用された石、そして土壇墓 25 の土偶 2 点と復元土器 7 点は学術的価値も高く、また希少なものである。

土壇 20

62 の深鉢土器は埋設時に意図的破壊が行われたと思われる。使用痕は認められない。

63 の船形土器も使用痕は見られず、埋葬用（祭祀用）と思われる。

レリーフ状の石は、第 3 段階写真右から花崗岩片（77）、有孔石 2 個（78、79）と「く」の字型の礫（80）を配した 3 点セットと思われる。隣に有孔石（81、82）2 つが並び、多孔質火山岩（軽石）、最後に有孔石（83）と並ぶ。

土壇 25

88 の土偶の下端部の V 字型の切り込みは女性を表しており、発掘当時は一部に赤色の彩色が見られた。

89 は土壇上部で 8 片に分散して出土した。側面をのぞいて全面に縄文が施されている。上部突起に横方向に貫通孔がある。下端部にも 4 c m ほどの孔が認められる。一部に赤色の彩色が残る。

90 は深鉢土器

91 は鉢

92、93 は筒形土器

94 は深鉢

95 は鉢

96 は浅鉢

種 別	記念物
名 称	ヒカリゴケ
内 容	洞窟内ヒカリゴケ 群生地 0.5 m ²
所有者	幕別町
所在地	幕別町忠類明和1番地の1の内(町有林)

○参考

1 発見の経過

5月10日（日） 幕別町忠類地区町民有志の地域づくりサークル「忠類再発見サポートクラブディスカバリー」（加藤茂樹代表）のメンバーが、忠類のチョマナイ山（通称・丸山 幕別町忠類明和1番地の1）中腹の洞窟で、ヒカリゴケと見られるコケが群生しているのを発見。

5月13日（水） この内容が十勝毎日新聞で紹介される。

5月14日（木） 町教委が斜里町立博物館にヒカリゴケであるか確認するため、学芸員の派遣要請を行い、5月18日（月）午前中に現場でのサンプリングを行うことで話を進める。

5月18日(月) 斜里町立知床博物館 内田暁友 学芸員が、現地でサンプリングを行い、忠類中学校の顕微鏡を借用し確認したところ、ヒカリゴケであると判明。

同日午後 6 時 45 分からのNHK総合テレビで調査の様子が紹介された。

5月28日(木) 第6回幕別町教育委員会において、幕別町文化財指定の可否及び保存活用等について、幕別町文化財審議委員会に諮問する旨決定する。

2 発見場所 中川郡幕別町忠類明和1番地の1の内

3 所有者 幕別町（町有林）

4 群生範圍 0.5 m²

